

議事要旨(2) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況について、説明資料[審議事項(2)]に基づき概略の説明があり、続いて紙谷ディレクターより、同資料に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見や質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、重要な関連会社の要約財務諸表の開示について「削除又は修正」せずに受け入れるとの方向性に賛成した上で、IFRS の任意適用における導入経験に基づき、例えば、重要性の判定の基礎となる財務数値として IFRS に基づくものを使用するか日本基準に基づくものを使用のかなど、重要性の判定には考慮すべき難しい要素を伴う場合もある旨の意見があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ これまでアジェンダ・コンサルテーション等を通じて IASB に対して意見発信を行ってきた項目であっても、優先順位の違いはあると考える。リサイクリング、当期純利益に関連する項目は、最も重要な指標である当期純利益そのものに影響することから優先順位が高いと考えられる一方、のれんの非償却や開発費の資産計上などは、費用の期間帰属の問題であり、優先順位が下がるのではないか。
 - ・ ただ、シングルセットの国際的な会計基準の達成を目指す中での経過的なステップであるとの観点からは、のれんの償却をオプションとして導入することや、開発費を米国会計基準と同様に発生時費用処理することを容認することも考えられるのではないか。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ IFRS では全体として開示が多いことから負担感が生じているとの議論もあるので、開示については、個々の開示項目ごとではなく、IFRS の開示要求のあり方全体で検討すべきと考える。
 - ・ 四半期開示については、短期間で対応を求められることから生じる負担感は理解するが、日本基準において四半期開示の簡素化を行った際には IFRS における取扱いも参照し、規定ぶりに違いはあるものの、概ね日本基準と同様であるとの議論を行ったと記憶しており、そのような観点からは「削除又は修正」せずに受け入れるとの方向性で良いのではないか。
 - ・ 検討が必要な項目の候補に関する考え方について、事務局の整理に同意する。なお、

「削除又は修正」を行うかどうかを検討するに際しては、仮に「削除又は修正」する場合に、具体的にどのように「削除又は修正」するのかを並行して検討する必要があると考える。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ これまでアジェンダ・コンサルテーション等を通じて IASB に対して意見発信を行ってきた重要な項目、例えば、リサイクリング・当期純利益に関連する項目やのれんの非償却については、主張の一貫性の観点から継続して主張することに賛成である。
 - ・ IFRS の開示が全体として多く、開示項目の多さが IFRS の任意適用を検討するとき抵抗感が大きい部分であるということを、改めて感じた。任意適用を前提とすると開示について「削除又は修正」するには至らないとも考えるが、IASB における開示全体の検討において、重要性のない開示は行うべきでないことや、むしろ企業自身が経営者による討議と分析などに自主的に開示していくことを1つの手段として考えていくべきことを意見発信していくべきではないか。
 - ・ 機能通貨や取替法は、特定の業種や企業にとっては重要な影響を与える。それらの業種や企業にとっては、現在の取扱いに合理性があり、しかも、取扱いを変更することは大きい負担を伴うのであるから、どのように考えて IFRS のエンドースメント手続の結論に至ったかを説明していく必要がある。
 - ・ 修正後発事象の会計処理についても、実際に修正後発事象が発生した場合には、対応が非常に困難になるのであるから、どのように検討して IFRS のエンドースメント手続の結論に至ったかを説明していくことは必要であろう。

これらに対して、事務局より、次の発言があった。

- ・ アジェンダ・コンサルテーションを通じて意見発信を行った項目のうち、時間が経過して実務対応が図られてきた論点もあるが、オール・ジャパンで整合性のある対応を行った経緯を踏まえると、今後も国際的な意見発信を続ける必要はあると考える。
- ・ ただし、IFRS のエンドースメント手続において「削除又は修正」を行うことには、意見発信とは別の判断要素があり、「削除又は修正」を行うのか、行う場合にどの項目とするのかも含めて、より深く論点を検討する必要がある。
- ・ 開示については、IFRS の開示が全体として多く、それが任意適用の積上げの1つの妨げになっているとの指摘があった。開示について最終的に「削除又は修正」せずに受け入れるとしても、こうした問題意識を、その理由づけや、IASB による開示イニシアティブへの意見発信に、どのように反映するか考慮しなければならない。
- ・ 検討が必要な項目の候補のうち経営管理や取引に影響を与える項目については、影響を受ける業種や企業にとっては重要な影響を与えることが想定されるので、問題意識

を踏まえて説明していく必要があることは理解している。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - ・ 経営管理や取引に影響を与える項目のうち、機能通貨と修正後発事象の会計処理では性格が異なる。機能通貨については、ドルで決算をして円で表示することが日本の制度上認められないのであれば、日本の制度上は機能通貨を適用しようがない。
 - ・ 他方、修正後発事象については、米国会計基準又は IFRS を適用している企業であれば、修正後発事象が生じれば修正が必要になるはずであり、対応が困難というのは会計基準の問題と考えるべきなのか。

これに対して、事務局より、次の発言があった。

- ・ 機能通貨については、個別財務諸表と連結財務諸表のいずれの問題であるかによっても実務上の困難さが異なる。また、米国会計基準と比較した場合でも、ヒエラルキーの有無で実務上の困難さが異なる点では意見発信すべき内容も含まれており、そのような観点からアジェンダ・コンサルテーションを通じて意見発信した項目である。
- ・ 修正後発事象が発生した場合の困難さは、どの会計基準でも変わらない。過去に日本基準についてコンバージェンスの観点から議論を行ったが、そうした実務上の困難さがあるために検討が中断している。

以 上